



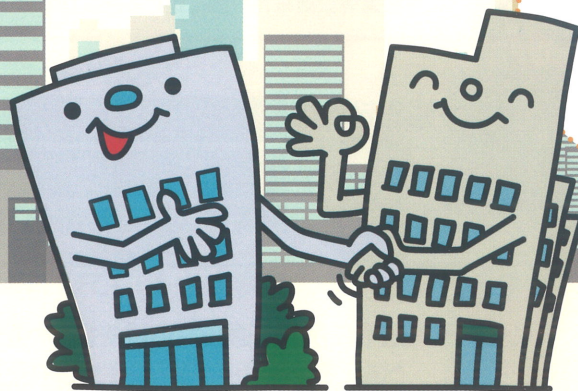
建物の所有者、管理者の皆様へ

消防用設備等の 確実な点検を!

- 消防用設備等は、皆様の生命や財産を火災から守るのに役立ちます。
- 火災の際、確実に作動するよう定期的に点検することが大切です。



点検!
しっかり



ボクたちも
安心!

消防用設備等の点検・報告は防火対象物関係者の義務です。



定期点検報告制度（消防法第17条の3の3）

消防用設備等及び特殊消防用設備等は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮するものでなければなりません。

このため、消防法では、これらの消防用設備等の設置義務がある防火対象物の関係者に対し、設置した消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長へ報告することを義務づけています。



点検・報告義務のある人

- ▶ 防火対象物の関係者
(所有者・占有者・管理者など)



点検の内容と点検期間

- ▶ 機器点検：6月ごと
- ▶ 総合点検：1年ごと



点検をする人

- ▶ 消防設備士・消防設備点検資格者など



点検結果の報告

- ▶ 特定防火対象物：1年に1回
- ▶ 非特定防火対象物：3年に1回

〒116-0001 東京都荒川区町屋3-6-5
 吉池防災サービス 株式会社
 代表取締役社長 吉池 誠 晃
 TEL 03-3892-2628 FAX 03-3819-3818

点検から報告まで

点検の内容と期間

▶ 消防用設備等 (平成16年消防庁告示第9号)

▶ 機器点検 (6月ごと)

次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、告示に定める点検基準に従い確認することです。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源 (自家発電設備に限る。) 又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

▶ 総合点検 (1年ごと)

消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示に定める点検基準に従い確認することです。

▶ 特殊消防用設備等 (設備等設置維持計画に定める点検の期間ごと)

▶ 設備等設置維持計画に定める点検基準に従い確認することです。

整備

不良箇所 整備

▶ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備 (軽微な整備を除く。) は、消防設備士でなければできません (消防法施行令第36条の2)。

点検済票 (ラベル) の貼付

- ▶ 法令に基づく適正な点検を行った証として、点検済票 (ラベル) を消防用設備等の定められた位置に貼付します。
- ▶ 点検済票 (ラベル) は、都道府県の消防設備協会に登録した表示登録事業者に交付されます。



点検結果報告書の作成

- ▶ 点検した結果は、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票に点検者が記入します。
- ▶ 点検結果報告書、点検結果総括表、点検者一覧表及び点検票の様式は、定められています (昭和50年消防庁告示第14号、平成16年消防庁告示第9号)。

報告の期間

▶ 消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

- ▶ 特定防火対象物=1年に1回 (百貨店、旅館、ホテル、病院、飲食店、地下街など)
- ▶ 非特定防火対象物=3年に1回 (工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校、駐車場など)

▶ 特殊消防用設備等 (消防法施行規則第31条の6第3項)

▶ 設備等設置維持計画に定める期間ごと

報告先

- ▶ 防火対象物の関係者 (所有者、占有者、管理者) が、各消防署へ直接提出。



ごぞんじですか？

消防用設備等点検済表示制度

▶ 消防用設備等点検済表示制度とは

消防法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の点検が適正に行われ、機能が正常であるものに「点検済票（ラベル）」を貼付することにより、点検実施者の責任を明確にするとともに防火対象物の関係者、利用者などに維持管理が適正に行われていることを知らせるものです。

「点検済票」は、都道府県の消防設備協会に登録した表示登録事業者に交付されますが、東京都においては、公益財団法人東京防災救急協会が設置する「消防用設備等点検済表示管理委員会」の審査によって一定の要件を満たしていると認められた点検事業者を、表示登録事業者として認定し交付しています。



1 目

的

- 適正な点検の確保
- 点検実施者の責任を明確化
- 防火対象物関係者による確実な点検の履行促進

2 表示登録事業者

- 点検業務を継続的に行う経済的基盤を保有
- 点検に係る一定の補償基準の損害賠償責任保険に加入など

3 点検済票の交付

- 一定の要件を満たしている点検事業者を、表示登録事業者として登録し、「点検済票」を交付

4 点検済票の貼付

- 「点検済票」は、消防用設備等の点検が適正に行われた証として消防用設備等に貼付
- 点検の結果、消防用設備等に不良内容があった場合、改善が図られるまでの間は「点検済票」を貼付しない
- 東京都用の「点検済票」は、東京都内のみの貼付

▶ 点検済票（ラベル）の種類 【点検事業者用】



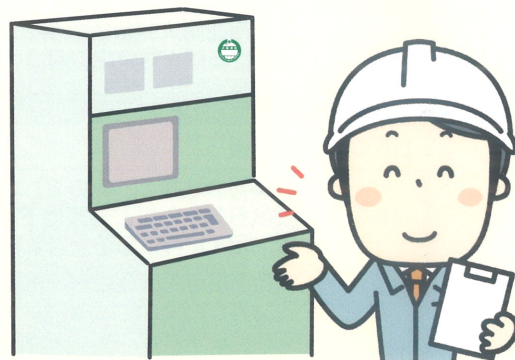
消火器用



発信機用



消火器以外の設備用



安心のしるし、それが「点検済票」です。